

自分らしくながいきするために 高齢期の法律問題を考えよう

「終活」ということばがふつうに使われるようになって久しいですが、いざ、ご自身のこととなると、悩まれる方も多いのではないのでしょうか。

今回は、2020年改正で創設された遺言書の保管制度を中心に、遺言・相続と成年後見などの財産管理などについて、お話します。

高齢期をよりよく生きるために、一緒に考えましょう。
ご参加をお待ちしています。

弁護士
前畑 龍



弁護士
與那嶺 慧理

日時 11月22日（土）13:30～

※開場13:15

場所 宮坂区民センター大会議室

TEL 03-3706-3501

世田谷線「宮の坂」駅 すぐ

※終了後、個別法律相談を行います。

※参加は、すべて無料です。

相続

遺言

財産管理

【連絡先】

渋谷共同法律事務所 〒150-0031 渋谷区桜丘町4-23 渋谷桜丘ビル8階
TEL 03-3463-4351 FAX 03-3496-4345 ホームページ <https://www.shibuyakodo-law.com/>

世田谷健康友の会 〒156-0052 世田谷区経堂1-14-17-101
TEL 03-3706-7010